別記様式第１号（第５条関係）その４

**液化石油ガス設備工事届明細書（１ｔ以上３t未満のバルク容器による貯蔵）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 特定液化石油ガス設備工事  事業届出受理年月日・番号 | | 年　　　月　　　日  第　　　　　　　　　　　　　号 | |
| 設備工事事業者 | 従事した液化石油ガス設備士氏名・免状番号等 | 氏　　　　　名 | | 免　状　番　号 | | 最終受講年月日（５年毎） |
|  | | 県交付  第　　　　　　　　　　号 | | 年　　　月　　　日 |
|  | | 県交付  第　　　　　　　　　　号 | | 年　　　月　　　日 |
|  | | 県交付  第　　　　　　　　　　号 | | 年　　　月　　　日 |
|  | | 県交付  第　　　　　　　　　　号 | | 年　　　月　　　日 |

（液化石油ガス法第３８条の３）

|  |  |
| --- | --- |
| 当該設備工事を行った  建築物の名称等 | (名称) |
| 液化石油ガスを供給す  る販売事業者の名称等 | (名称) |
| (所在地) |
| 設備工事の  完了年月日 | 年　　　　　月　　　　　日 |
| 充てん事業者  の名称 | (名称) |

バルク供給に係る供給設備の技術上の基準

（✽該当個所に✔印又は必要事項を記入してください。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 規則 | 項　　　　目 | | 基　　準　　及　　び　　措　　置　　等 |
| １  ９  条  第  ２  号 | イ | 保安距離 | 第１種保安物件（　　　　　　　　ｍ）（１６．９７ｍ以上）  第２種保安物件（　　　　　　　　ｍ）（１１．３１ｍ以上） |
| 障　壁　の　有　無 | □あり（障壁構造について確認できる図面等を添付）　　　　□なし |
| ロ | 火気を取り扱う施設 | □最寄りの火気を取り扱う施設（　　　　　ｍ）５ｍ以上  □流動防止措置（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ハ | 軽量な屋根又は遮へい板 | □軽量な屋根　　□遮へい板 |
| ニ | 消火設備 | (能力単位　A－４・B－１０)　(　　　　　　　　本) |
| 付属機器（安全弁等） | | バルク供給・充てん設備告示に定める基準に適合　別添メーカー仕様書のとおり |
| ホ | ト　ふた付きプロテクターによる保護  （液面計については、液  化石油ガスの漏えいのお  それがない場合は除く） | □カップリング用液流出防止措置付液取入バルブ  □ガス放出防止器又は緊急遮断装置付ガス取出バルブ  □ガス放出防止器又は緊急遮断装置付液取出バルブ  □カップリング付均圧バルブ  □液面計  □過充てん防止装置 |
| 朱書の内容及び場所 | □液化石油ガス又はＬＰガス  □火気厳禁 |
| □バルク容器　　□バルク容器の周囲 |
| 表示の内容及び場所 | □表示不要（バルク容器表示と保安機関名(緊急時連絡・対応)が同じ） |
| □緊急連絡先　（□バルク容器　□バルク容器の周囲） |
| 腐しょく防止措置 | バルク供給・充てん設備告示に定める基準に適合　別添メーカー仕様書のとおり |
| 底部の腐しょく及び転倒防止等 | バルク供給・充てん設備告示に定める基準に適合　別添メーカー仕様書のとおり |
| 基礎 | □コンクリート盤　□その他  高さ：地盤面から　　　　　　　㎝（5㎝以上）  □不同沈下等によりバルク貯槽に有害なひずみが生じない |
| 車両等接触防止措置 | □さく・フェンス等　□その他  □周囲の状況から車両進入不可 |
| 安全弁放出管  （開口部）の位置 | □プロテクターの外かつバルク貯槽頂部から１０㎝以上の高さ  □雨水侵入防止措置（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □上向き |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ４号 | バルク容器の漏えい試験 | | | | | 別添メーカー仕様書のとおり |
| ５号 | ガス漏れ検知器 | | | | | □プロテクター内に設置　　　別添メーカー仕様書のとおり  □集中監視システムとの接続  □設置不要  　□貯蔵能力１５０kg未満(地盤面上に設置し、その外面から水平3方向の周囲１．３ｍ以内に高さ１．５ｍ以上の構築物その他漏えいした液化石油ガスの拡散を遮る措置がないとき)  □貯蔵能力１５０kg以上３００kg未満(地盤面上に設置し、その外面から水平3方向の周囲２ｍ以内に高さ１．５ｍ以上の構築物その他漏えいした液化石油ガスの拡散を遮る措置がないとき)  　□貯蔵能力３００kg以上１，０００kg未満(地盤面上に設置し、その外面から水平3方向の周囲４ｍ以内に高さ１．５ｍ以上の構築物その他漏えいした液化石油ガスの拡散を遮る措置がないとき)  　□貯蔵能力１，０００kg以上(地盤面上に設置し、その外面から幅３ｍ以内かつ対面する2方向において１０ｍ以内に高さ１．５ｍ以上の構築物その他漏えいした液化石油ガスの拡散を遮る措置がないとき) |
| ６号 | 高圧配管内のガス  再液化防止措置 | | | | | □単段減圧式調整器：当該調整器をプロテクター内に設置  □二段減圧式一体型調整器：当該調整器をバルク貯槽の直近に設置  □二段減圧式分離型調整器：一次側調整器をプロテクター内に設置  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 第  １  ８  条 | ４号 | 供給能力 | | | | □一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量に適応する数量の液化石油ガスを供給しうるものであること |
| ５号 | バルブ・集合装置・供給管及びガス栓 | | | | □使用上支障のある腐しょく、割れ等の欠陥がないものであること |
| ６号 | バルブ・集合装置及び供給管 | | | | □腐しょくを防止する措置を講ずること |
| ７号 | バルブ・集合装置及び供給管の材料 | | | | □その使用条件に照らし適切なものであること |
| ９号 | 気密  試験 | | 供給管 | | □二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間の供給管(試験圧力０．１５Mpa以上)  □上記以外の供給管(試験圧力８．４Kpa以上) |
| 10 | バルブ・集合装置及び供給管 | | | | □漏えい試験に合格するものであること |
| 11 | 燃焼器入口圧力保持  （供給管等） | | | | □生活の用に供する液化石油ガス(2．0Kpa以上3．3Kpa以下)  □上記以外のものにあっては、使用する燃焼器に適合した圧力 |
| 12 | 供給管 | 管損傷防止 | | | □損傷を受けるおそれのある供給管の損傷防止措置 |
| 13 | 設置位置 | | | □地くずれ、山くずれ、地盤の不同沈下のおそれのある場所、建物の基礎面下に設置しない |
| 14 | 危険標識 | | | □危険標識の設置(地盤面上設置及び危害をおよぼすおそれのあるときに限る) |
| 15 | 温度変化 | | | □温度の変化による長さの変化を吸収する措置(貯蔵能力1,000kg以上の貯蔵設備に係るものに限り地盤面下に埋設されているものを除く) |
| 16 | 滞留液化物の排除 | | | □滞留液化物の排除措置(貯蔵能力が500kg以上の貯蔵設備に係るものに限る) |
| 18 | ガス栓の設置 | | | | □一の供給設備により二以上の消費設備に供給する場合は、ガスメータの入口側の供給管に設置 |
| 19 | 気化装置 | 腐しょく・割れ等  耐圧試験  直火加熱構造  流出防止措置  凍結防止措置 | | | □使用上支障のある腐しょく、割れ等の欠陥がないものであること  □試験圧力２．６Mpa以上  □直火加熱構造でないこと  □液状の液化石油ガスの流出防止措置  □温水部の凍結防止措置（温水加熱構造のみ） |
| 20 | 調整器 | 腐しょく・割れ等 | | | □使用上支障のある腐しょく、割れ等の欠陥がないものであり、かつ、消費する液化石油ガスに適合したものであること |
| 耐圧試験 | | | □二段式減圧用二次側以外(試験圧力２．６Mpa以上) |
| □二段式減圧用二次側(試験圧力０．８Mpa以上) |
| 気密試験 | | | □二段式減圧用二次側以外(試験圧力１.５６Mpa以上) |
| □二段式減圧用二次側(試験圧力０．１５Mpa以上) |
| 調整圧力 | | | □生活の用に供するものに係るもの(２．３Kpa以上３．３Kpa以下)  □上記以外のものに係るもの(使用する燃焼器に適合した圧力) |
| 閉そく圧力 | | | □生活の用に供するものに係るもの(３．５Kpa以下)  □上記以外のものに係るもの(使用する燃焼器に適合した圧力) |
| 21 | 地下室等 | | | | □供給・消費・特定供給設備告示に適合 |
| 22 | 体積販売時の供給設備 | | | | □一定の流量を検知したときに自動的にガスの供給を停止する機能を有するガスメータ  □ガス漏れ検知器連動自動ガス遮断機能  □液化石油ガス用対震自動ガス遮断器 |
| □消費者の形態に特段の事情あり  □消費設備の所有者等から承諾が得られない |
| 表　示 | | | 施工後のプレー  ト表示 | | | □有　　□不要 | |
| * ２以上の消費設備に供給するための供給設備の設置又は変更工事   □屋内配管４ｍ以上となる消費設備の設置又は変更に係る工事 | |
| 燃焼器具 | | | □風呂釜(□内　　□外　　□立消え安全装置付　　□排気筒)　　□ＧＨＰ  □給湯器(□内　　□外　　□立消え安全装置付　　□排気筒)　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □瞬間湯沸器(□内　　□外　　□立消え安全装置付　　□排気筒)  □コンロ(□固定式　　□移動式　　□立消え安全装置付　　□排気フード) | | | | |
| 接続  管類 | | □金属管　□低圧ホース　□ゴム管  □金属フレキ　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |